

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4及び第11条第1項	養護老人ホーム等への入所措置の解除	長寿社会課

処分基準は、別添の老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）の老人ホームへの入所措置等の指針第7の3に定める基準を処分基準とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。